

## 受給者証について

Q： 子ども資格はいつから認定になりますか？

A： 基本的に資格は出生（転入）された日から認定となります。申請された月を含め最大6か月さかのぼって認定が可能です。※申請が6ヶ月を過ぎた、または健康保険の認定日によっては、さかのぼれないことがあります。

Q： 受給者証を早めにもらうことは可能ですか？

A： 長野市役所福祉政策課（第二庁舎2階）にて申請いただくことで、その場でお渡しすることができます。  
※必要書類が不足している、住民票の情報が反映されていない場合などお渡しできないことがあります。

Q： 使い方はどこを確認すればいいですか？

A： 使い方については、お送りする受給者証に合わせて通知を送らせていただきます。また長野市ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご覧ください。ご不明な点がございましたら福祉政策課へお問い合わせください。

Q： 新しい受給者証を待っていますが、届きません。

A： 郵送にて2週間ほどでご自宅に郵送となります。それでも届かない場合は、郵便事情により長野市役所へ戻ってきててしまう場合がございますので、恐れ入りますが、お電話にて長野市役所へお問い合わせください。

Q： 福祉医療受給者証が届く前に医療機関にかかった医療費は助成されますか？

A： 診療月を含め、6ヶ月以内であれば領収書の申請により助成を受けることができます。医療機関によっては受給者証を後日提示することで、再精算ができる医療機関もありますので、ご確認ください。

Q： 領収書の申請は電子申請で可能ですか？

A： 領収書の申請は電子申請で受け付けておりません。申請は長野市役所福祉政策課またはお近くの支所にて領収書、受給者証、健康保険情報がわかるものをお持ちの上ご申請ください。